

PPP/PFI 民間提案等ガイドブック

ー 公共建築物整備における PPP/PFI の取組推進に向けて ー

令和4年 5月

福岡市

目 次

| | |
|-----------------------------------|----|
| 1 民間提案制度の導入について | 1 |
| 2 民間提案等に求めるイメージ | 3 |
| (1) 福岡市が求める視点..... | 3 |
| (2) 民間提案等のパターン..... | 3 |
| 3 民間提案等の対応方針・処理手順フロー | 4 |
| (1) 本ガイドブックの対象範囲..... | 4 |
| (2) フロー図..... | 5 |
| 4 民間発案の処理手順 | 6 |
| (1) 対象事業の公表..... | 6 |
| (2) 事前相談への対応..... | 6 |
| (3) 提案受付の開始..... | 7 |
| (4) 概略提案書の受理..... | 7 |
| (5) 検討の実施..... | 8 |
| (6) 検討結果の通知・公表..... | 9 |
| (7) PPPショートリストへの反映..... | 9 |
| (8) 受付・検討体制等のフロー..... | 10 |
| 5 民間提案の処理手順 | 11 |
| (1) 対象事業の公表..... | 11 |
| (2) 事前相談への対応..... | 11 |
| (3) 提案受付の開始..... | 12 |
| (4) 提案書の受理..... | 12 |
| (5) 事前審査の実施..... | 13 |
| (6) 本審査の実施..... | 14 |
| (7) 検討結果の通知・公表..... | 14 |
| (8) 実施方針への反映..... | 14 |

| | |
|--|-----------|
| (9) 受付・検討体制等のフロー..... | 16 |
| (10) 民間提案書受理後の対応のフロー..... | 17 |
| 6 その他留意事項..... | 18 |
| (1) 民間提案等に要する費用..... | 18 |
| (2) 民間提案等に対する評価..... | 18 |
| (3) 守秘事項と情報公表..... | 19 |
| 7 関係法令、基本方針、国ガイドライン（抜粋）..... | 20 |
| ① PFI法：第3章（第5条、第6条、第9条、第15条）..... | 20 |
| ② 内閣府令：法第6条、法15条関係分..... | 23 |
| ③ 基本方針、国ガイドライン..... | 24 |
| 8 参考 福岡市における民間からの提案受付に係る体系..... | 29 |

1 民間提案制度の導入について

国においては、公的不動産の有効活用の観点からも民間事業者の創意工夫を活用することが有効・有益と考え、平成 23 年度に、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI 法」という。）が改正され、同法第 6 条に民間事業者からの実施方針の策定の提案制度（以下「**民間提案**」という。）が創設されました。

この民間提案は、民間事業者の柔軟な発想をもとに、PFI 事業の実施に係る提案を行うことを可能とするものであり、民間事業者からの提案に対して公的主体は検討を実施し、検討結果を通知することが義務付けられました。

また、PFI 法の改正前にも内閣府のガイドラインにおいて、民間事業者からの事業の発案（以下「**民間発案**」という。）は存在しており、法改正後の基本方針やガイドラインにおいても、民間発案は民間提案と同様に積極的に対応することが望ましいとされております。

PPP は、事業の計画策定段階から、民間企業の創意工夫やノウハウを取り入れながら進めること、また、民間事業者が参画可能となる発注条件を早期に構築する必要があることなどから、PPP の可能性がある事業については、早い段階から民間への情報提供を行うことが重要と考えられます。

そこで福岡市では、民間事業者への事業情報の提供などを目的として、平成 13 年より「PPP ロングリスト」、「PPP ショートリスト」(※)を作成し、毎年度当初に公表しています。(※平成 25 年度より対象事業に PFI 法に基づかない PPP 事業を含めることとし、名称を「PFI ロングリスト」、「PFI ショートリスト」から上記名称に変更しました。)

さらに、福岡市では平成 24 年 3 月に、『**官民協働事業(PPP)への取組方針**』を定め、PFI をはじめとする PPP 手法の活用を検討する取り組みを全庁的に推進しています。

今回、福岡市では、国の PFI 法及びガイドライン並びに上記『**官民協働事業(PPP)への取組方針**』等を踏まえながら、民間事業者の創意工夫やノウハウを活かした民間提案及び民間発案を積極的に受け付ける体制を整備するとともに PPP の取組推進に資することを目的として、本ガイドブックを策定しました。

なお、本ガイドブックは、民間提案及び民間発案への福岡市の対応などの方針について、民間事業者と市職員の双方が理解していただくことを目的としており、今後も、民間提案や民間発案の実績などを踏まえ、適宜見直しを行いながら対応していきます。

※「民間提案」、「民間発案」について

「民間提案」とは、PFI 法第 6 条の規定に基づき、PFI 事業を実施しようとする民間事業者が行う PFI 事業実施方針案の策定に関する提案のことを言います。PFI 事業の実施方針の策定は、従来、公共が行っていますが、公共に代わって、事業概要、事業スキーム、公共サービスのアウトプット等を検討したうえで提案してもらう必要があり、提案レベルは専門的で比較的高度なものになると考えられます。

「民間発案」とは、内閣府の旧ガイドラインにおいて想定していた民間事業者からの PFI 事業の任意の提案のことを言います。福岡市では、PFI のみならず PPP を含む法に基づかない任意の提案についても積極的に対応することとし、民間提案に準じた取扱いを行うこととしています。提案レベルは、アイデア・構想レベルと PFI 法に基づく民間提案と比較すると容易なものになると考えられます。

※「PPP ロングリスト」、「PPP ショートリスト」について（『官民協働事業 (PPP) への取組方針』抜粋）

1) PPP ロングリスト

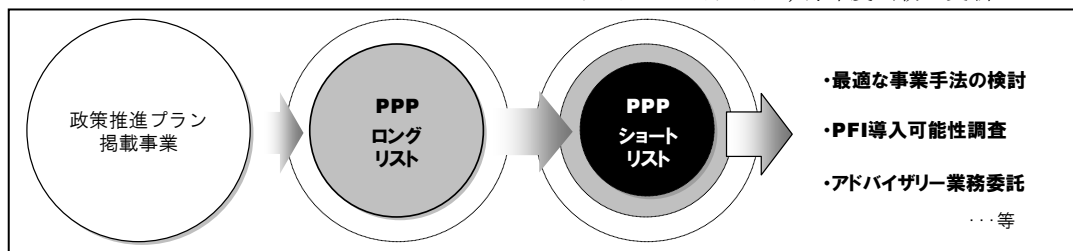
福岡市政策推進プラン（実施計画）に掲載されている施設整備を伴う事業の中から、将来的に PPP による事業実施の可能性が考えられるものについて、PPP ロングリストとして公表する。

2) PPP ショートリスト

PPP による事業化の方向性が決定し、その年度に
・最適な事業手法の検討調査 ・アドバイザー等業務委託
などに係る 予算措置が行われている事業について、PPP ショートリストとして公表する。

また、PFI による事業方式の決定が行われた場合には、PFI 法第 15 条の規定に基づき、実施方針の策定の見通しに関する事項について、PPP ショートリストに含めて公表する。

※ PPP ロングリスト・ショートリストは、毎年度当初に更新しています。



※『官民協働事業 (PPP) への取組方針』、PPP ロングリスト及び PPP ショートリストの詳細内容については福岡市ホームページの掲載情報をご参照ください。

掲載 URL http://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/jigyo-suishin/ppp_pfi/

2 民間提案等に求めるイメージ

(1) 福岡市が求める視点

福岡市では、官民協働事業の事業化にあたって、『官民協働事業 (PPP) への取組方針』のもと、最適事業手法検討調査やアドバイザー業務等を通して、民間事業者の意向を積極的に取り込んできましたが、PFI法の改正を契機としてさらに、公共サービス水準の向上や公共負担の削減等に寄与する民間事業者の創意工夫やアイデアを広く募集し、十分な検討を行った上で官民協働事業の推進を図りたいと考えております。

(2) 民間提案等のパターン

民間発案及び民間提案（以下「**民間提案等**」という。）のパターンには、「公共サービス水準の向上に資する提案」、「公共負担の削減に資する提案」、「公共資産の有効活用に資する提案」などが考えられます。

これまで自治体独自に公共サービスの提案制度を運用している事例をみると、公共サービス水準の向上に資するものとして、市民意向を踏まえた早期の公共施設の整備手法や公共施設駐車場の利便性向上に向けた駐車ゲート設置などが提案されております。

また、公共負担の削減に資するものとして、複数の公共施設における維持管理業務の包括委託や公共施設の長寿命化対策によるトータルコストの削減などが提案されております。さらに公共資産の有効活用に資するものとして、公共施設の建替等によって発生する余剰空間を民間収益施設として活用する提案などがみられます。

福岡市では、『政策推進プラン』（福岡市基本計画の実施計画）に掲載されている施設整備を伴う事業を対象に、こうした民間事業者の創意工夫やアイデアを活かした提案を募集したいと考えております。なお、官民協働事業の事業化にあたっては、公募時に応募者の競争性を確保したいと考えております。そのため、提案者以外の民間事業者の参入が極めて困難な提案（例えば提案者の資産等を活用した提案など）に関しては、事業化に反映することが出来ない可能性が高く、基本的に対象外とします。

民間提案等のパターン



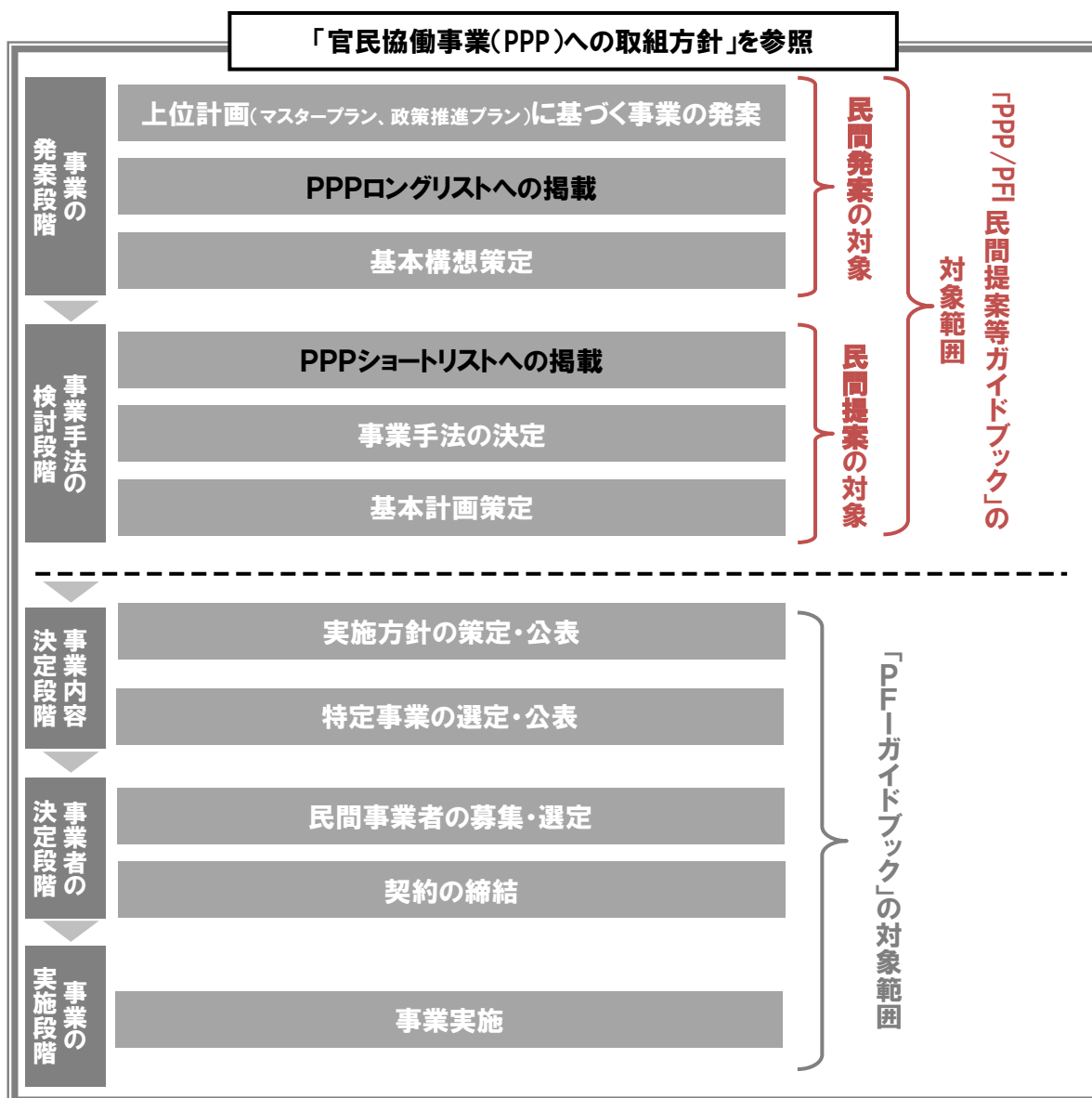
3 民間提案等の対応方針・処理手順フロー

(1) 本ガイドブックの対象範囲

本ガイドブックは、民間発案や民間提案への対応方針や手続きについて定めるものです。

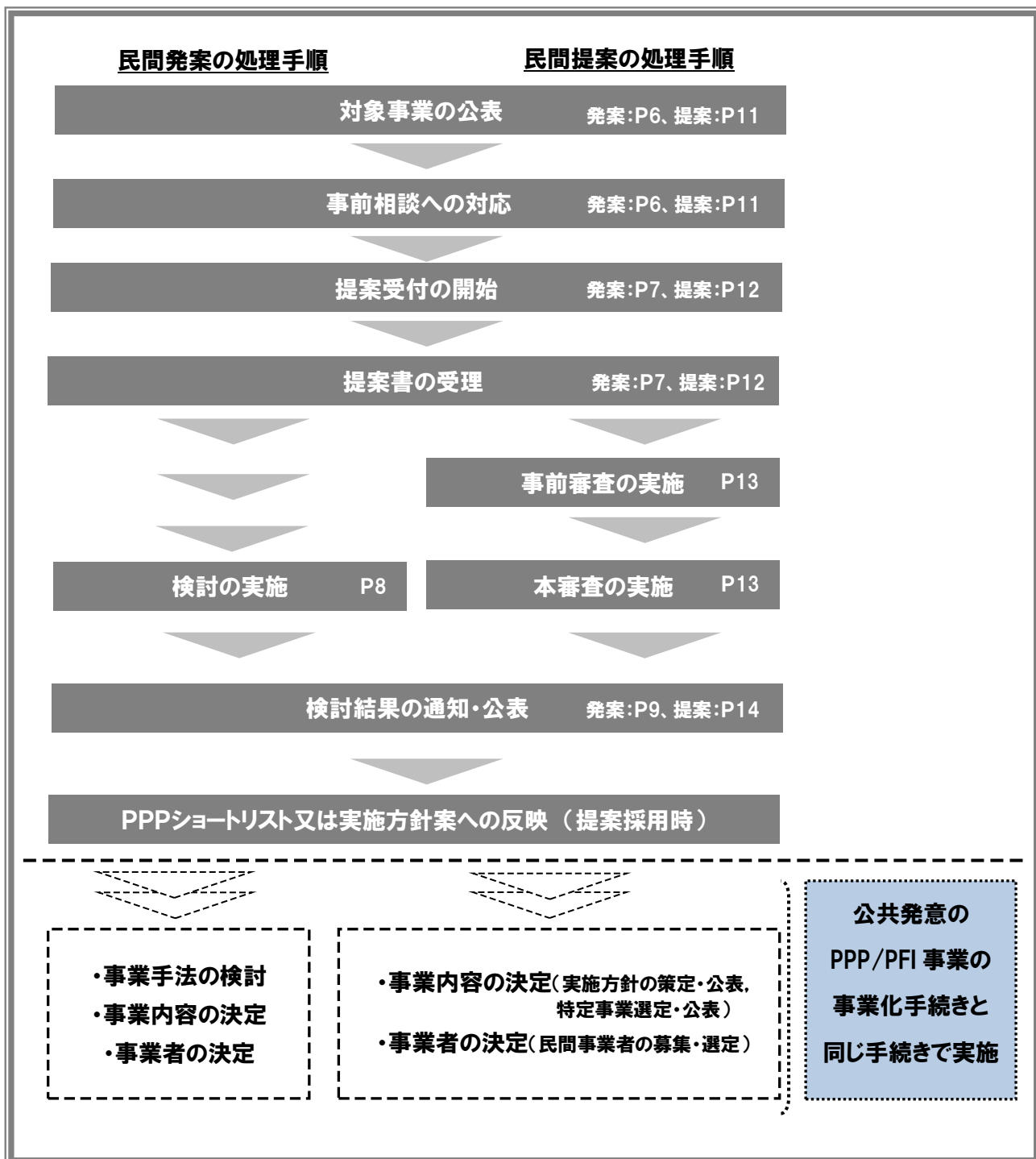
本ガイドブックでは、下図に示す事業手法の検討段階に至る「民間発案」と、事業内容の決定段階に至る「民間提案」の手続きを記載しています。

事業の発案段階から事業の実施段階」までの手続きについては、「官民協働事業(PPP)への取組方針」又は「PFIガイドブック」を参照ください。



(2) フロー図

福岡市において、民間提案等进行处理する場合の基本的な手順は、下図に記載したとおりです。各手順において必要となる手続きや作業等の詳細は、次章から解説しますので該当するページを参照してください。



4 民間発案の処理手順

本章では、民間事業者のノウハウを最大限に活用し、官民の協働によって良質で低廉な公共サービスの提供を行うため、行政部門だけでは思いつかない創意工夫やノウハウなどを幅広く募る民間発案への対応方針や処理手順について説明します。

(1) 対象事業の公表

■ 民間発案の対象事業

民間発案の対象事業は、公共サービスを実施する行政側のニーズと民間事業者側の発案意欲とのマッチングを図る観点から、事業の実施自体について政策的な意思決定がなされ、将来的にPPPによる事業実施の可能性が見込まれる「PPPロングリスト」に掲載された事業を基本とします。

ただし、「PPPロングリスト」に掲載されていない事業であっても、公共施設等の整備や維持管理・運営等に関する民間発案を行うことは可能です。

なお、PPPロングリストからPPPショートリストに変更された事業は、次章で説明する民間提案の対象事業とします。

■ 対象事業の公表時期

民間発案の対象事業となるPPPロングリストの公表は年度当初を予定しています。

■ 問い合わせ等への対応

民間発案にかかる問い合わせ等について、年間を通じて適宜対応します。

(2) 事前相談への対応

■ 提案内容の完成度向上

民間事業者から民間発案の相談を受けた場合、市担当者は提案内容の完成度を高めるための事前相談への対応を十分に行ってください。また、市担当者は必要に応じて提案内容に係る課との連絡調整を行ってください。事前相談にあたって、別冊「提案様式」の「事前相談書（フォーマット）」を使用することもできます。

また、既に策定・公表済みの構想、計画等があれば、これを踏まえた提案を行う必要があることを明確に説明してください。

民間発案については、概略の提案書に留めることで民間事業者の負担軽減を図るものとしします。

(3) 提案受付の開始

■ 受付窓口

民間発案の受付窓口は、財政局アセットマネジメント推進部大規模施設調整課又は事業所管課とします。なお、事業所管課で受け付けた民間発案は、大規模施設調整課への報告を行ってください。

■ 概略提案書作成に必要な情報提供

事前相談への対応においては、概略提案書作成に必要な情報の提供に努めてください。民間事業者から情報提供の依頼を受けるにあたっては、必要な情報についてリスト化し、提供の可否や提供に要する期間の目安について相互に確認するなど、効率的に行うよう努めてください。

■ 概略提案書の受理判断

事前相談への対応において、民間事業者が作成した提案書等を用いて、受理可能なものであるかを下記基準によって判断し、民間事業者に説明してください。

- ・ 既に策定済みの構想、計画等を踏まえた提案であるか
- ・ アイデア、構想といっても現実的な提案か
- ・ P F I など官民協働方式としての基本的な特性があるか（規模、民間ノウハウの活用余地、サービスニーズの動向、事業主体の制約など）
- ・ 創意工夫内容の独自性
- ・ 行政が考え得るものと比較して優位性がある など

■ 議事概要の作成

担当者は、事前相談毎に議事概要を作成し、民間事業者に発案内容の守秘事項を相互に確認してください。

(4) 概略提案書の受理

■ 概略提案書の受理期間

概略提案書の受理は、福岡PPPロングリストが公表されてから年度末までを目途とします。（受理期間には事前相談における情報提供のやりとりも含まれます）

■ 概略提案書の受理方法

民間事業者からの概略提案書は、持参、郵送を基本とし、最低2部の提出を求めてください。また、概略提案書については、大規模施設調整課と事業所管課において、記載

項目に不足が無いかを事前にチェックしてください。

■ 概略提案書の記載項目

民間事業者からの概略提案書は、下記の項目に関する記載を求めることとします。概略提案書のレベル感やボリューム等については相互に確認等を行い、民間事業者に対し過度な負担を求めないよう努めてください。(特に、設計図面等の作成は民間事業者への負担が大きいため要否等の検討や確認を十分行うよう努めてください。)

| 提出書類 |
|--|
| ✓ 発案対象 (発案の対象となる公共施設や公有地等の公有財産) |
| ✓ 発案理由 (発案の目的や背景など) |
| ✓ 事業概要 (大まかな事業スキームやスケジュール、官民の役割分担など) |
| ✓ 民間ノウハウや創意工夫の内容 (民間のノウハウや創意工夫が活かされている点など) |
| ✓ 事業の有効性 (事業実施による効果や影響、想定されるリスクの官民分担など) |

※概略提案書のイメージについては、別冊「提案様式集」の「民間発案概略提案書(フォーマット)」をご参照ください。

(5) 検討の実施

■ 概略提案書の検討時期

民間発案の検討期間は、概略提案書の受け付けからの2ヶ月間を目途に、概略提案内容の採否について検討し、その結果を民間事業者に通知します。なお、検討期間が長期化する場合は、検討にかかる所要期間見込みを通知するものとします。

■ 検討体制

民間事業者からの概略提案書は、提案内容に応じて適切に対応するものとしませんが、基本的に事業所管課において「採用(一部採用を含む)、継続協議、不採用」を判断します。また必要に応じて、次章「民間提案の処理手順」に準じ、最適事業手法検討委員会委員及び関係市職員等で構成される民間提案等審査会によって「採用(一部採用を含む)、継続協議、不採用」の意見を聴取します。

継続協議は民間事業者から追加で意見聴取を実施し、その結果を踏まえて1年以内に「採用(一部採用)、不採用」を再度検討します。

■ 検討項目

事業所管課は、下記の項目を踏まえて採否等について検討を行います。

- ・ 良質低廉な公共サービスの提供に対する社会的便益の向上に資する提案か

- ・ 公共サービス提供に関する実施効果が高いか
- ・ 事業提案内容に具体性はあるか
- ・ 規模的に妥当な想定で実効性があるか
- ・ 事業期間が公共側ニーズに応じた妥当なものか
- ・ 創意工夫の内容が現実的なものか
- ・ 制度等の制約が存在するか。存在する場合その緩和の可能性はあるか
- ・ 地域活性化につながる事業提案か
- ・ PPP/PFI 導入のメリット
- ・ 競争性の有無 など

(6) 検討結果の通知・公表

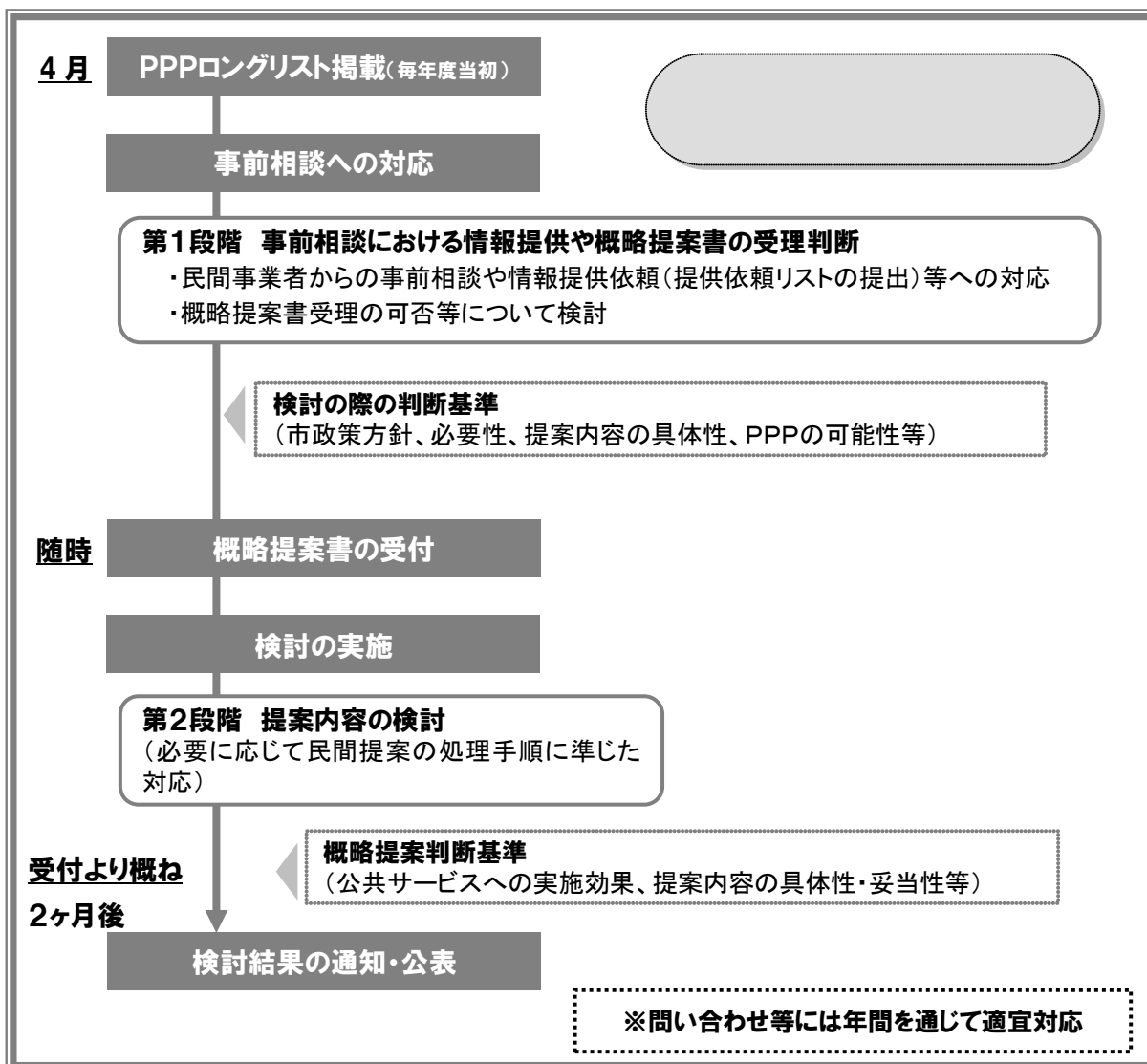
採否が判断された場合、担当者は遅滞なくその検討結果を民間事業者に伝えます。
なお、提案者名（採択された提案のみ）、提案概要、検討結果、検討の概要は、より多くの民間発案を募るためにも市ホームページで公表することとします。

(7) PPPショートリストへの反映

「採用」された概略提案書は、翌年度のPPPショートリストへの掲載対象候補事業として事業化の検討に着手します。

なお、事業者の決定段階において事業者選定手続を実施する場合は、公共発意で事業化した場合と同様の手続で実施することとなります。

(8) 受付・検討体制等のフロー



5 民間提案の処理手順

本章では、PFI法第6条に基づきPFI事業を実施しようとする民間事業者からの民間提案（PFI事業実施方針の策定に関する提案）への対応方針や処理手順について説明します。

(1) 対象事業の公表

■ 民間提案の対象事業

民間提案の対象事業は、民間発案と同様に、公共サービスを実施する行政側のニーズと民間事業者側の提案意欲とのマッチングを図る観点から、事業実施にかかる合意形成が進捗し、PFIをはじめとした最適事業方式の調査や事業化手続業務等を行うための予算措置がなされている「PPPショートリスト」に掲載された事業を基本とします。

なお、PPPショートリストに掲載された事業のうち、既に実施方針が公表された事業は対象外とします。

■ 対象事業の公表時期

民間提案の対象事業となるPPPショートリストの公表は年度当初を予定しています。

■ 問い合わせ等への対応

民間提案にかかる問い合わせ等について、年間を通じて適宜対応します。

(2) 事前相談への対応

■ 提案内容の完成度向上

民間事業者から民間提案の相談を受けた場合、市担当者は提案内容の完成度を高めるための事前相談への対応を十分に行ってください。また、市担当者は必要に応じて提案内容に係る課との連絡調整を行ってください。事前相談にあたって、別冊「提案様式」の「事前相談書（フォーマット）」を使用することもできます。

また、既に策定・公表済みの構想、計画等があれば、これを踏まえた提案を行う必要があることを明確に説明してください。

■ 提案書作成に必要な情報提供

事前相談への対応においては、提案書作成に必要な情報の提供に努めてください。

なお、民間事業者から情報提供の依頼を受けるにあたっては、必要な情報についてリスト化し、提供の可否や提供に要する期間の目安について相互に確認するなど、効

率的に行うよう努めてください。

■ 提案書の受理判断

事前相談への対応において、民間事業者が作成した提案書を用いて、受理可能なものであるかを下記基準によって判断し、民間事業者に説明してください。

- ・ 既に策定済みの構想、計画等を踏まえた提案であるか
- ・ 提案内容は現実的であるか
- ・ P F I など官民協働方式としての基本的な特性があるか（規模、民間ノウハウの活用余地、サービスニーズの動向、事業主体の制約など）
- ・ 創意工夫内容の独自性
- ・ 行政が考え得るものと比較して優位性がある など

■ 議事概要の作成

担当者は、事前相談毎に議事概要を作成し、民間事業者に提案内容の守秘事項を相互に確認してください。

(3) 提案受付の開始

■ 提案種別の確認

P F I 法第 6 条に基づく民間提案であることを提案者に確認します。

■ 受付窓口

民間提案の受付窓口は、財政局アセットマネジメント推進部大規模施設調整課とします。なお、本審査以降の受付窓口は、実施方針への反映の可否を判断する必要が生じるため、事業所管課へ移管するものとします。

■ 提案資格

提案を行う民間事業者は、事業に応募するコンソーシアムの代表企業又は構成企業となる意思及び能力を有する法人に限ります。また、P F I 法第 9 条（欠格事由）に該当しないこととします。

(4) 提案書の受理

■ 提案書の受理期間

提案書の受理は、P P P ショートリストが公表されてから 6 月末までをとします。（受理期間には事前相談における情報提供のやりとりも含まれます）

■ 提案書の受理方法

民間事業者からの提案書は、持参、郵送を基本とし、最低2部の提出を求めてください。

■ 提案書の記載項目

民間事業者からの提案書は、PFI法及び国ガイドライン並びに民間発案における概略提案書に準じ、下記の項目に関する記載を求めるとします。また、必要に応じて、提案した事業を安定的に実施出来るかを確認するために団体能力を示す資料（業務実績、財務諸表等）の提出を求めてください。

提案書のレベル感やボリューム等については、相互に確認等を行うことで、民間事業者への過度な負担を求めないよう努めてください。

| 提出書類 |
|---|
| ✓ 発案理由（目的、機能、公共性） |
| ✓ 事業内容（公共施設等の種類・概要、設置条件、維持管理、運営業務の概要、事業スキーム、リスク分担等） |
| ✓ 事業対象地（事業実施場所、敷地面積） |
| ✓ 事業規模（概算事業費、施設規模、施設概要） |
| ✓ 事業期間（事業スケジュール、建設期間、運営期間） |
| ✓ ノウハウや創意工夫の内容（建設・運営ノウハウ、創意工夫の内容、地域活性化の内容） |
| ✓ 提案事業を実施した場合の民間事業者のメリット |
| ✓ 公共サービスのアウトプットへの影響（VFM検討の結果と検討過程、公共サービス水準の向上） |
| ✓ 公共負担額支出の考え方（公共負担額と提供サービス水準の考え方） |

※提案書のイメージについては、別冊「提案様式集」の「民間提案提案書（フォーマット）」をご参照ください。

(5) 事前審査の実施

■ 提案書の審査時期

民間提案の審査期間は、7月から8月からの2ヶ月間を目途に提案を審査し、その結果を民間事業者に通知します。なお、審査期間が長期化する場合は、審査にかかる所要期間見込みを通知するものとします。

■ 事前審査の項目

民間事業者からの提案書は、大規模施設調整課において、記載項目に不足が無いか、団体能力は十分かを事前審査します。

(6) 本審査の実施

■ 審査体制

民間事業者からの提案書は、最適事業手法検討委員会委員及び関係市職員等で構成される民間提案等審査会において「採用（一部採用を含む）、継続協議、不採用」にかかる意見を聴取のうえ、事業所管課において決定します。

継続協議は民間事業者から追加で意見聴取を実施し、その結果を踏まえて1年以内に「採用（一部採用）、不採用」を再度審査します。

■ 審査項目

審査会は、下記の項目を踏まえて採否を検討します。

審査は提案書を用いて行いますが、必要に応じて民間事業者からのヒアリング等を実施します。また提案内容によっては、外部の専門家（有識者、コンサルタント等）の活用も検討します。

- ・ 良質低廉な公共サービスの提供に対する社会的便益の向上に資する提案か
- ・ 公共サービス提供に関する実施効果が高いか
- ・ 優先的に実施すべき事業か
- ・ 既に検討着手済みの事業については供用開始時期に重大な影響を与えないか
- ・ 事業提案内容に具体性はあるか
- ・ 事業提案内容に独自性はあるか
- ・ 規模的に妥当な想定で実効性があるか
- ・ 事業期間が公共側ニーズに応じた妥当なものか
- ・ 創意工夫の内容が現実的なものか
- ・ 事業リスクマネジメントが適正な事業提案か
- ・ 制度等の制約が存在するか。存在する場合その緩和の可能性はあるか
- ・ 地域活性化につながる事業提案か
- ・ 競争性が確保される事業提案か

(7) 検討結果の通知・公表

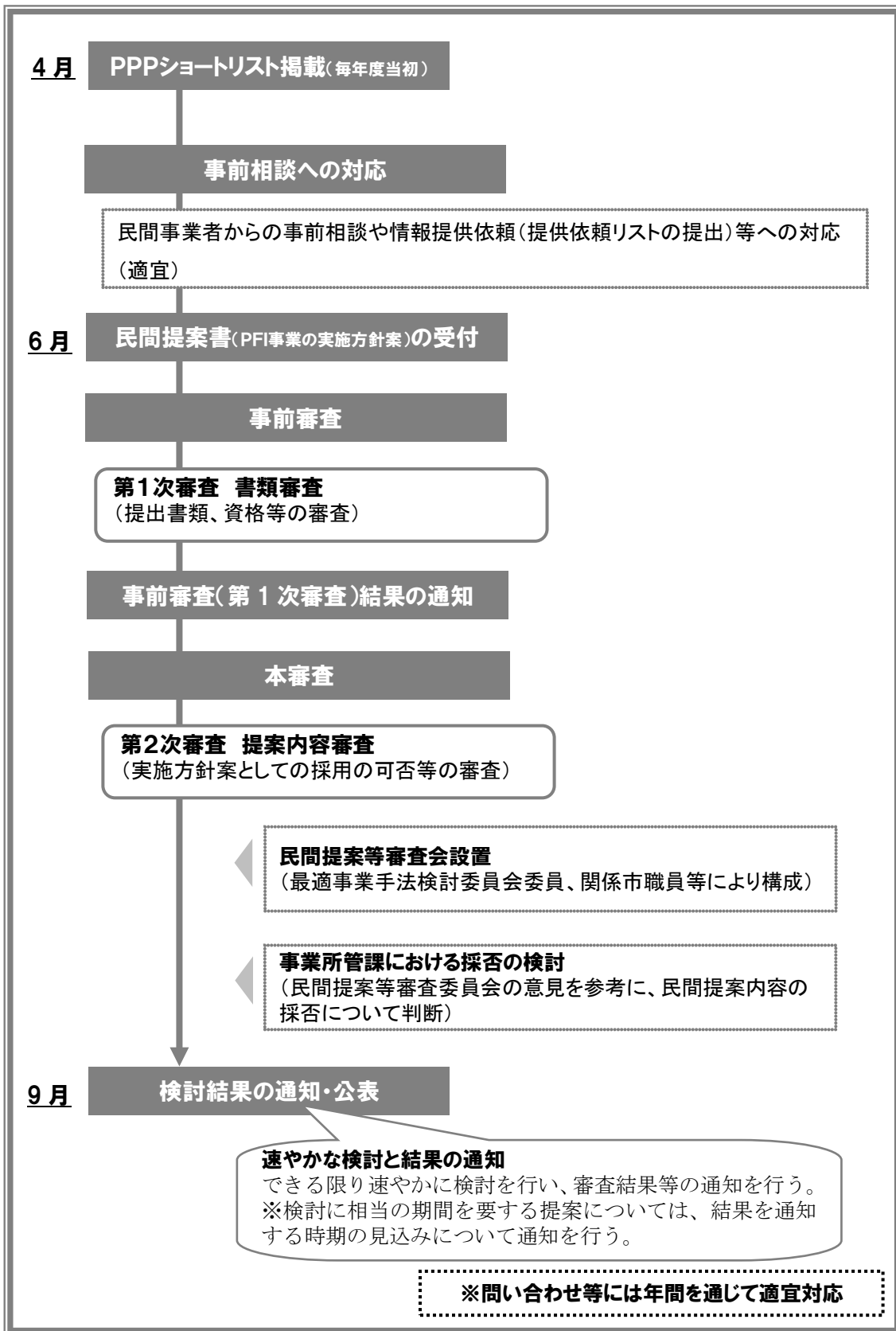
採否が判断された場合、担当者は遅滞なくその検討結果を民間事業者に伝えます。なお、提案者名（採択され提案のみ）、提案概要、検討結果、検討の概要は、より多くの民間提案を募るためにも市ホームページで公表することとします。

(8) 実施方針への反映

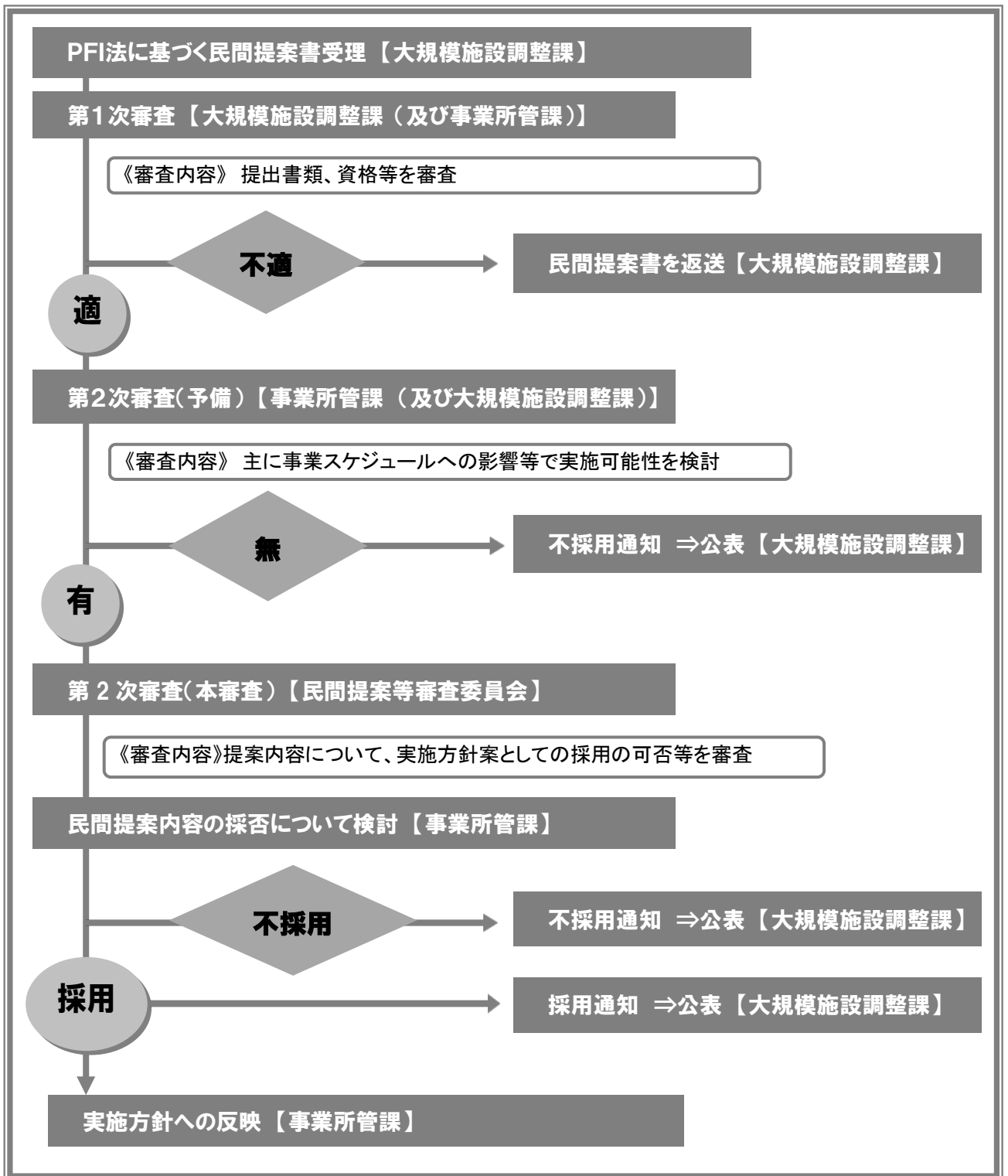
「採用」とされた提案書は、実施方針の策定において提案内容を反映することとします。

なお、事業者の決定段階において事業者選定手続を実施する場合は、公共発意で事業化した場合と同様の手続で実施することとなります。

(9) 受付・検討体制等のフロー



(10) 民間提案書受理後の対応のフロー



6 その他留意事項

本章では、民間発案及び民間提案に関する留意事項として、「民間提案等に要する費用」、「民間提案等に対する評価」、「守秘事項と情報公表」の考え方について説明します。

(1) 民間提案等に要する費用

民間提案等は、民間事業者による自発的な行為であるため、民間提案等に要する費用は民間事業者による負担とします。

(2) 民間提案等に対する評価

民間提案等に対する評価として、事業者公募時における審査上の優遇措置（加点点評価等）を導入することについて検討した結果、現段階では以下のような様々な課題があると考えます。

- ✓ 複数グループから民間提案等がなされた場合において、採否等を検討した結果、複数グループの民間提案等を一部採用することとした場合に、それぞれグループの加点点評価をどのように行うべきか
- ✓ 民間提案時には同じ提案グループであった民間事業者が事業者公募時には別の提案グループとなった場合に、それぞれの加点点評価をどのように行うべきか
- ✓ 審査の評価項目や配点などの落札者決定基準を策定していない事業者公募前に、全得点に占める加点点評価の割合のみを先行して決めることは適切なのか
- ✓ 事業者公募段階においては、公平性の確保が担保される必要があり、公募段階において既に特定事業者にのみ加点点等がなされている場合、他の民間事業者の事業参画に対する意欲低下につながるおそれが懸念されること
- ✓ 民間提案等のレベルと加点点評価の関係性について、明確かつ一律の基準やルールを構築することは困難ではないか など

一方で、提案内容が採用された場合には、提案が実施方針等の事業内容に反映されることにより、提案者は事業者公募時に有利に検討できる可能性があると考えられます。

よって、民間提案に対する評価として、事業者の決定段階の審査上の優遇措置（加点点評価等）は行わないこととします。

しかしながら、独立採算型など公共負担の大幅削減につながるような提案者独自のノウハウや創意工夫に基づく優れた提案については、提案者を評価することについて、今後の運用状況等を踏まえながら将来的に検討する可能性があると考えています。

(3) 守秘事項と情報公表

■ 知的財産に関する情報の取り扱い

知的財産については、当該情報を公表しないと実施方針案が策定出来ない場合で、かつ民間事業者の了承を得たものを除き、原則として公表しないものとします。当該情報が知的財産に該当するか否かについては、客観的な一律の基準はないことから、事前相談において担当者と民間事業者の双方で知的財産に該当する範囲を明確化してください。この内容に応じて、当該提案者の権利その他正当な利益の保護を行います。

■ 民間提案等の処理に係る情報の取り扱い

審査結果に関し公表する情報は、提案者名（採択された提案のみ）、提案概要、検討結果、検討概要とします。

7 関係法令、基本方針、国ガイドライン（抜粋）

① PFI法：第3章（第5条、第6条、第9条、第15条）

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

（平成十一年七月三十日法律第百十七号）

最終改正：平成三十年六月二〇日法律第六十号

第三章 特定事業の実施等

（実施方針）

第五条 公共施設等の管理者等は、第七条の特定事業の選定及び第八条第一項の民間事業者の選定を行おうとするときは、基本方針にのっとり、特定事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定めることができる。

- 2 実施方針は、特定事業について、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。
 - 一 特定事業の選定に関する事項
 - 二 民間事業者の募集及び選定に関する事項
 - 三 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項
 - 四 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項
 - 五 事業契約（選定事業（公共施設等運営事業を除く。）を実施するため公共施設等の管理者等及び選定事業者が締結する契約をいう。以下同じ。）の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項
 - 六 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
 - 七 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項
- 3 公共施設等の管理者等は、実施方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 4 前項の規定は、実施方針の変更について準用する。

（実施方針の策定の提案）

第六条 特定事業を実施しようとする民間事業者は、公共施設等の管理者等に対し、当該特定事業に係る実施方針を定めることを提案することができる。この場合においては、当該特定事業の案、当該特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果を示す書類その他内閣府令で定める書類を添えなければならない。

- 2 前項の規定による提案を受けた公共施設等の管理者等は、当該提案について検討を加え、遅滞なく、その結果を当該民間事業者に通知しなければならない。

(欠格事由)

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定事業を実施する民間事業者の募集に応じることができない。

- 一 法人でない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている法人
- 三 第二十九条第一項（同項第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により公共施設等運営権を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない法人
- 四 公共施設等運営権を有する者（以下「公共施設等運営権者」という。）が第二十九条第一項の規定により公共施設等運営権を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実が発生した当時現に当該公共施設等運営権者の親会社等（その法人の経営を実質的に支配することが可能となる関係にある法人として政令で定めるものをいう。第七号において同じ。）であった法人で、その取消しの日から五年を経過しないもの
- 五 役員のうち次のいずれかに該当する者がある法人
- イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
- ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号 に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
- ホ 公共施設等運営権者が第二十九条第一項 の規定により公共施設等運営権を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該公共施設等運営権者の役員であった者で、その取消しの日から五年を経過しないもの
- ヘ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからホまでのいずれかに該当するもの
- 六 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者がその事業活動を支配する法人
- 七 その者の親会社等が第二号から前号までのいずれかに該当する法人

(実施方針の策定の見通し等の公表)

第十五条 公共施設等の管理者等は、内閣府令で定めるところにより、毎年度、当該年度の実施方針の策定の見通しに関する事項で内閣府令で定めるものを公表しなければならない。ただし、当該年度にその見通しが無い場合は、この限りでない。

2 公共施設等の管理者等は、前項の見通しに関する事項を変更したときは、内閣府令で定めるところにより、変更後の当該事項を公表しなければならない。

3 公共施設等の管理者等は、事業契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該事業契約の内容（公共施設等の名称及び立地、選定事業者の商号又は名称、公共施設等の整備等の内容、契約期間、事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項その他内閣府令で定める事項に限る。）を公表しなければならない。

4 前三項の規定は、地方公共団体が、前三項に規定する事項以外の実施方針の策定の見通し及び事業契約の内容に関する情報の公表に関し、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

② 内閣府令:法第 6 条、法 15 条関係分

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則

(平成二十三年内閣府令第六十五号)

最終改正：平成三十年内閣府令第四十八号

(実施方針の策定の提案の添付書類)

第一条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(以下「法」という。)第六条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、特定事業の効果及び効率性に関する評価の過程及び方法を示す書類とする。

(実施方針の策定の見通しの公表)

第二条 公共施設等の管理者等は、毎年度、四月一日(当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあつては、予算の成立の日)以後遅滞なく、当該年度に策定することが見込まれる実施方針(公共施設等の管理者等の行為を秘密にする必要があるものを除く。)に係る次に掲げるものの見通しに関する事項を公表しなければならない。

一 特定事業の名称、期間及び概要

二 公共施設等の立地

三 実施方針を策定する時期

2 前項の規定による公表は、次のいずれかの方法で行わなければならない。

一 官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 公衆の見やすい場所に掲示し、又は公衆の閲覧に供する方法

3 前項第二号の規定による公衆の閲覧は、閲覧所を設け、又はインターネットを利用して閲覧に供する方法によらなければならない。

4 第二項第二号に掲げる方法で公表した場合には、当該年度の三月三十一日まで掲示し、又は閲覧に供しなければならない。

5 公共施設等の管理者等は、少なくとも毎年度一回、十月一日を目途として、第一項の規定により公表した策定の見通しに関する事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を公表しなければならない。

第三条 前条第二項から第四項までの規定は、変更後の策定の見通しに関する事項の公表の方法について準用する。

③ 基本方針、国ガイドライン

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針 (平成25年9月20日閣議決定)

一 民間事業者の提案による特定事業の選定その他特定事業の選定に関する基本的な事項

2 実施方針の策定及び公表

- (1) 国等は、PFI事業の円滑な実施を促進していくためには、具体的な特定事業を早期に実現し、その実施過程の中で諸制度の整備、改善を図っていくことが必要であるとの観点に立ち、公共施設等の整備等に関する事業のうち、事業の分野、形態、規模等に鑑み、PFI事業としての適合性が高く、かつ、国民のニーズに照らし、早期に着手すべきものと判断される事業から、法第5条に定める実施方針を策定する等の手続に着手することとする。また、法第6条に基づく民間事業者からの実施方針の策定の提案（以下「民間提案」という。）があった事業については、下記4に従い、積極的にこれを取り上げて、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 国等は、実施方針の策定及び公表を、公平性及び透明性の確保の観点から、当該事業に関する情報が早くかつ広く周知されるよう、なるべく早い段階で行うよう努めることとする。
- (3) 国等は、実施方針において、法第5条第2項各号に掲げる事項を定めるものとする。実施方針の策定に当たっては、民間事業者にとって特定事業への参入のための検討が容易になるよう、当該特定事業の事業内容、民間事業者の選定方法等についてなるべく具体的に記載するものとする。この際、実施方針は、公表当初において相当程度の具体的内容を備えた上で、当該特定事業の事業内容の検討の進行に従い、順次詳細化して補完することとしても差し支えない。
- (4) 国等は、実施方針において、法第9条各号のいずれかに該当する者は、特定事業を実施する民間事業者の募集に応じることができない旨記載するものとする。

4 民間提案に対する措置

国等は、PFI事業の促進にとって有益な民間事業者からの活発な提案を促すため、民間事業者からの提案に関し、次の点に留意して対応するものとする。

- (1) 公共施設等の管理者等は、民間事業者の提案に係る受付、評価、通知、公表等を行う体制を整える等、適切な対応をとるために必要な措置を積極的に講ずること。
また、国等は、民間事業者が円滑に提案を行うことができるように、関係する情報の公開等に努めるものとする。
- (2) 国等は、民間提案を受けたときは、当該民間提案の趣旨を踏まえ、当該提案に係る

公共施設等の整備等の必要性、実現可能性等及びP F I 事業を活用することの妥当性、財政に及ぼす影響、他の手法による当該公共施設等の整備等の可能性等につき検討すること。なお、当該検討は、業務の遂行に支障のない範囲内で可能な限り速やかに行うこと。

- (3) 国等は、民間提案を行った民間事業者の権利その他正当な利益を損ねないよう留意して当該民間提案を取り扱うこと。
- (4) 国等が、民間提案を受けて実施方針を定めることが適当であると認めるときは、その旨を、当該民間提案を行った民間事業者へ通知した後、速やかに、実施方針の策定を行うこと。また、民間提案を受けて実施方針を策定する際には、知的財産として保護に値する提案内容の取扱いについて配慮すること。
- (5) 国等が、民間提案を受けて実施方針を定める必要がないと判断したときは、その旨及び理由を、当該民間提案を行った民間事業者へ通知すること。この場合において、新たに民間提案を行おうとする民間事業者の参考に供することが適当と認められる場合その他特に必要があると認められるときは、当該民間提案の事業案の概要、公共施設等の管理者等の判断の結果及び理由の概要につき、当該事業者の権利その他正当な利益及び公共施設等の整備等の実施に対する影響に留意の上、公表するものとする。
- (6) 国等は、民間提案の検討に相当の期間を要する場合は、当該民間提案を行った民間事業者に対し、結果を通知する時期の見込みについて通知すること。

P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン（平成25年9月20日施行） **（令和3年6月18日 改正）**

1 - 2 民間事業者からの提案

民間事業者から管理者等に対し、P F I 事業として実施する事業についての法第6条に基づく提案、又は既に実施方針が出された事業に関する提案が行われ、管理者等による検討、評価の結果、提案内容の全部又は一部が採用され、所要の実施方針の策定又は変更が行われた上で、法第7条に基づき特定事業の選定(*1)が行われることが考えられる。

このようにP F I 事業の促進にとって有益な民間事業者からの活発な提案を促すため、民間事業者からの提案に関し、下記に留意して対応する。なお、P F I 法に基づかない任意の提案（発案）についても、民間提案と同様、積極的に対応することが望ましい。この場合において、P F I 法に基づく民間提案か否かを管理者等と提案者の間であらかじめ確認しておくことが望ましい。

また、公的不動産の有効活用の観点からも、民間提案制度や民間の発案により民間

の創意工夫を活用することが管理者等及び民間事業者双方にとって有益であると考えられる。

(1) 管理者等の情報提供・体制整備

- ① 民間事業者の提案に係る受付、評価、通知、公表等を適切に行うため、窓口の明確化や庁内検討体制を整備しておく必要がある。
- ② 民間からの提案を積極的かつ効率的に受け付けるため、管理者等から、今後事業として実施できる可能性のある事業一覧を短期計画や長期計画として公表することも考えられる。
- ③ 民間事業者から情報提供について相談があった場合においては、有益な提案を促すため、P S C (Public Sector Comparator : 公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値) 算出の参考となる資料について、可能な範囲で適切に情報提供を行う必要がある。特に、既存の公共施設等に対する運営事業の民間提案を行う際に情報提供の要求がなされた場合は、当該公共施設等の過去の財務データや事業見通し等を提供することが望ましいと考えられる。
- ④ 情報提供については、上記②、③のほか、公共施設等の建設等に関する計画など、提案に必要と思われる情報について、内容が明らかになった場合はHP等で広く一般に公開することも民間提案の促進のためには効果的であると考えられる。

(2) 民間提案に必要な書類

通常実施されている可能性調査の項目を踏まえ、以下の内容が基本であると考えられる。

① 特定事業の案

- ア 公共施設等の種類
- イ 公共施設等の設置に関する条件
- ウ 公共施設等の概要
- エ 公共施設等の維持管理・運営業務の概要
- オ 想定する事業スキーム
- カ 事業スケジュール
- キ リスク分担

※ なお、民間事業者の判断により、提案の時点で民間事業者が把握している法的課題（特定事業実施上の規制・制約等）を提出することも可能。

- ② 特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果
- ③ 評価の過程及び方法

ア 支払いに関する評価の過程及び方法（独立採算型事業の場合は、事業の採算性の評価等）

イ サービス水準に関する評価の過程及び方法

(3) 民間提案の検討プロセス

① 管理者等は、以下の点について検討することが必要である。

ア 当該提案に係る公共施設等の整備等の必要性

イ 提案の実現可能性

ウ P F I手法を活用することの妥当性

エ 財政に及ぼす影響

オ 他の手法による当該公共施設等の整備等の可能性

カ その他（特段の事情がある場合、適宜考慮して検討を実施）

なお、アの検討により整備等の必要性がないと判断した場合においては、その他の検討は不要である。

② 検討に際しては、以下の点に留意する必要がある。なお、必要に応じて、コンサルタント等を活用することも考えられる。

ア 知的財産(*2)の保護

イ 提案を行った民間事業者と対話の実施（ただし、当該民間事業者の過度の負担とならないよう配慮すること。）

ウ 提案を行った民間事業者への追加資料の提出の要請（ただし、当該民間事業者の過度の負担とならないように配慮すること。）

エ 業務の遂行に支障のない範囲内で可能な限り速やかに検討を実施すること。

オ 検討期間の考え方については、事業や管理者等の体制により異なり得るが、検討に相当の時間を要する場合（例えば、1年以上）は時期の見込を通知すること。

(4) 民間事業者の提案について、(3)の手続に従って評価し、当該提案を受けて実施方針を策定することが適当であると認めるときは、自らの提案による事業と同様に、実施方針の策定等の手続を行う。

(5) 提案に含まれる知的財産の保護

① 知的財産については、④の場合を除き、公表しないこと。

② 当該情報が知的財産に該当するか否かについては、客観的な一律の基準はないことから、公表の可否について判断が難しい場合は、管理者等と提案を行った民間事業者の双方で知的財産に該当する範囲を明確化し、公表について決定するとともに、当該事業者の権利その他正当な利益の保護に努める。

- ③ 提案の際に、知的財産に該当する情報について、当該提案を行った民間事業者に明示するよう求めることも考えられる。
- ④ 当該情報を公表しないと実施方針が策定できない場合は、当該情報を含む提案を行った民間事業者の了承を得た上で公表を行う。この場合においては、併せて、事業者選定の際に当該者に対して一定の評価を行うことを検討する。

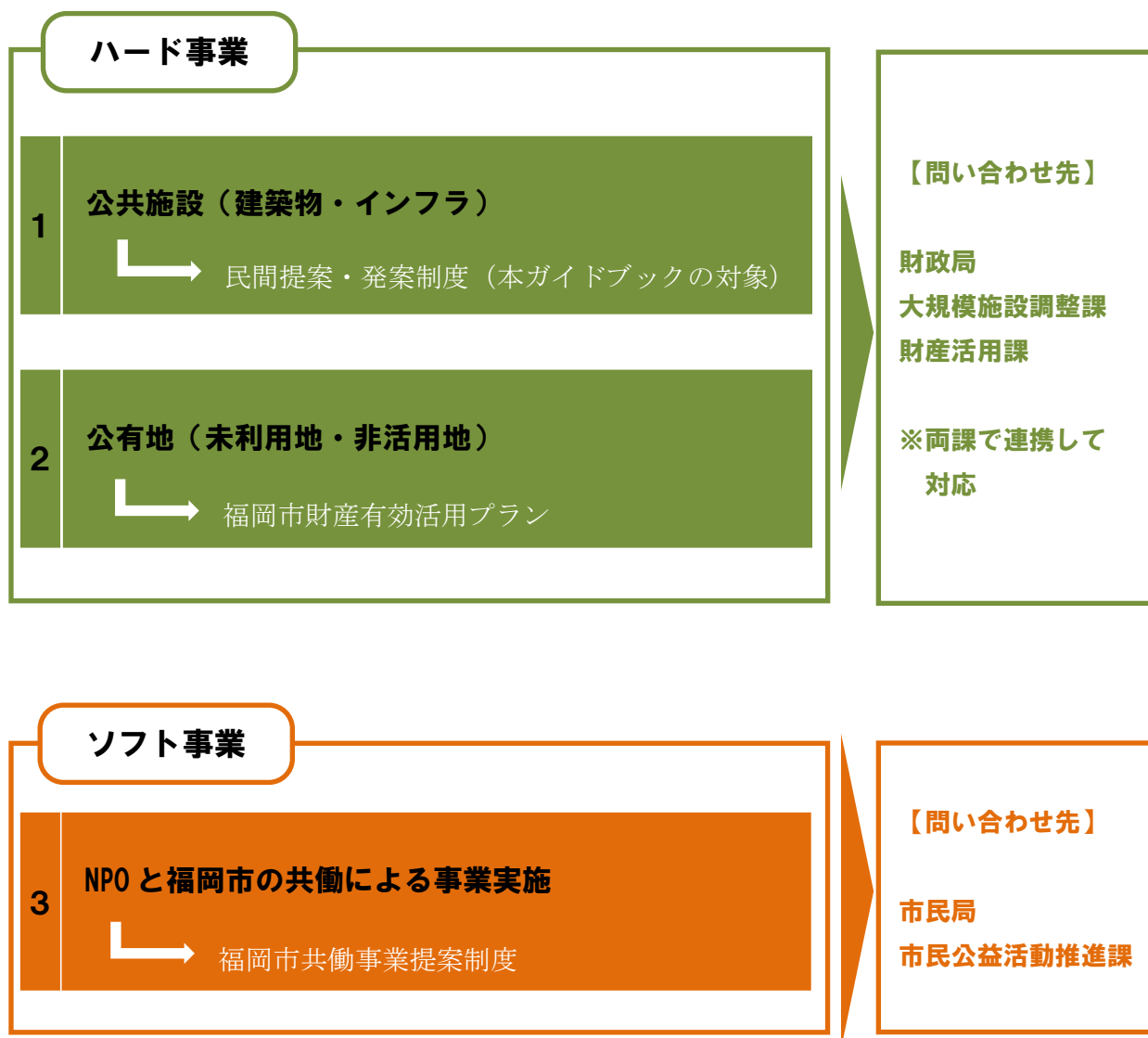
(6) 民間事業者の提案を受けて、相当の期間内に実施方針を定める必要がないと判断した場合には、その旨及び理由を当該提案を行った民間事業者に速やかに通知する。この場合において、新たに民間提案を行おうとする民間事業者の参考に供することが適当と認められる場合その他特に必要があると認められるときは、当該民間提案の

ア 事業案の概要

イ 管理者等の判断の結果及び理由の概要につき、当該事業者の権利その他正当な利益及び公共施設等の整備等の実施に対する影響に留意した上で、公表すること。

- * 1 「特定事業」とは、公共施設等の整備等に関する事業で、P F I 事業として実施することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。「特定事業の選定」とは、基本方針及び実施方針に基づき、P F I 事業として実施することが適切であると管理者等が認める事業を選定することをいい、選定された特定事業を「選定事業」という。
- * 2 「知的財産」とは、高度な技術・ノウハウ、先進性・独創性の高いアイデア又は営業秘密を含む等事業活動にとって有用な情報であって、公表することにより提案を行った民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報をいう。

8 参考 福岡市における民間からの提案受付に係る体系



PPP/PFI 民間提案等ガイドブック

■編集・発行／平成 26 年 4 月発行

平成 27 年 11 月改訂

令和 4 年 5 月改訂

福岡市財政局

アセットマネジメント推進部大規模施設調整課

■問い合わせ先／福岡市財政局

アセットマネジメント推進部大規模施設調整課

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目 8-1

T E L : 092-711-4804

F A X : 092-733-5868

E-mail : daikibo.FB@city.fukuoka.lg.jp